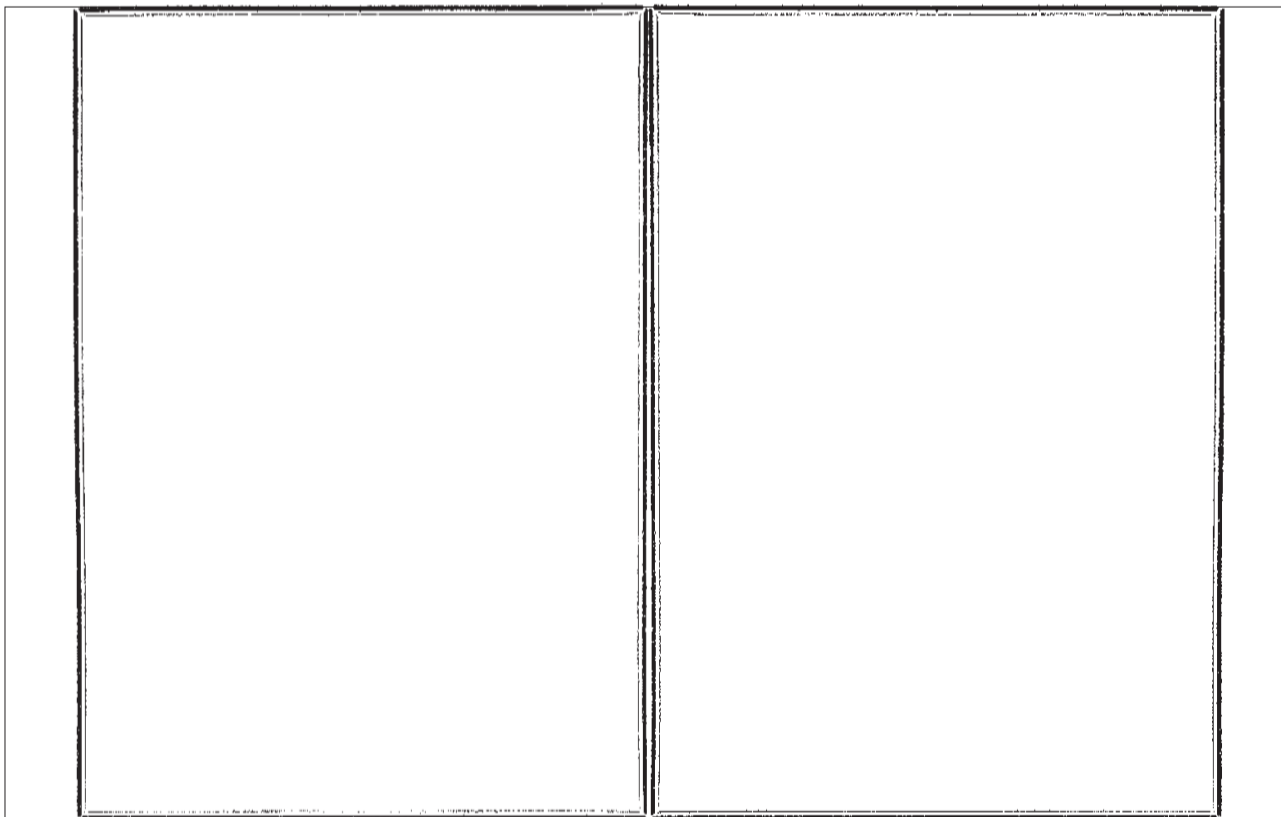
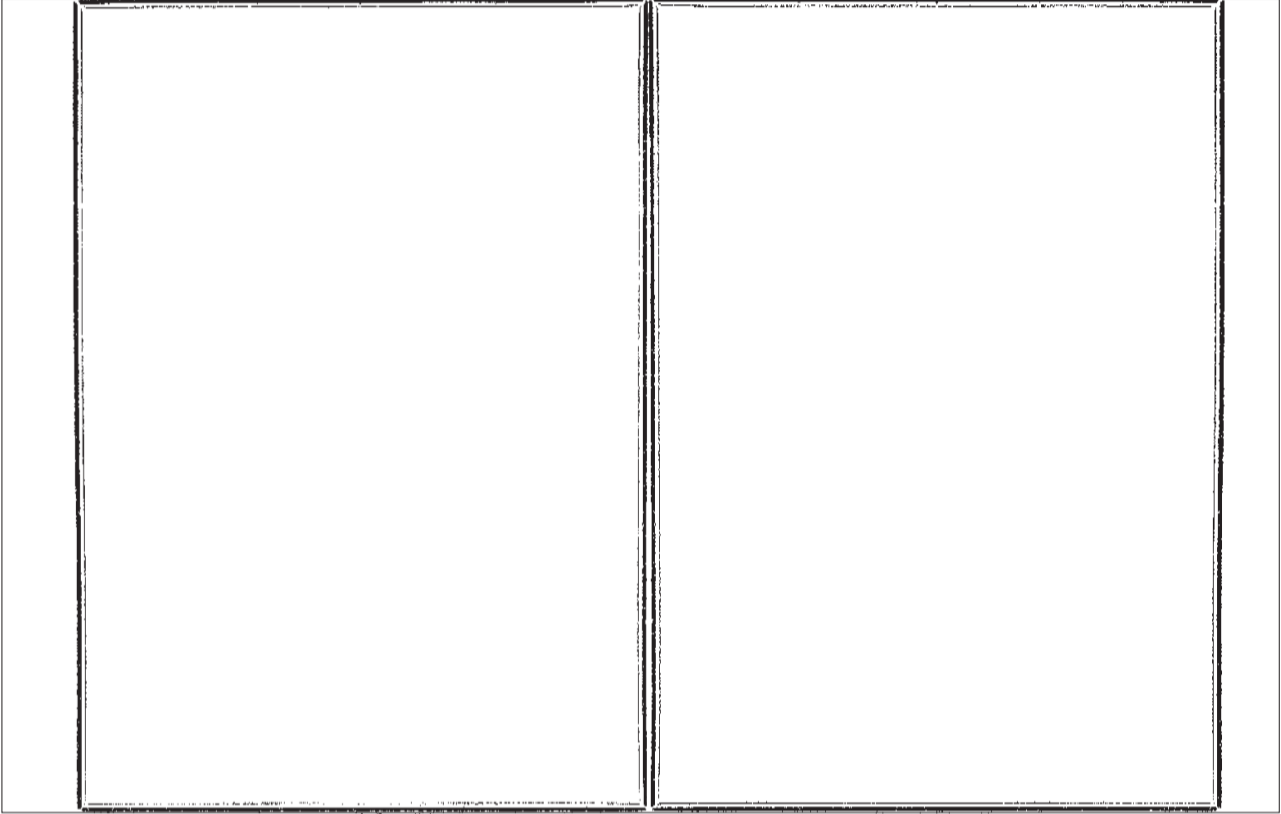


明治四十二年民團事務報告

天津居留民團



天津居留民團事務報告書目次

(一) 庶務部

一、行政委員	一
二、行政委員の事務分担	三
三、委員會々數及議事件名	四
四、新規則及改正規則	一二
五、慈善基金の設置	二二
六、巡捕及消防組員に關する規程	二五
七、居留地内官地拂下問題	二五
八、共通自用人力車鑑札改正問題	三一
九、墓地一部の貸付	三五
一〇、電燈規定改正の認可	三五
一一、巡捕の減員	三七
一二、租界局	三八
(二) 財務部	三八
一、公課金督促條例の制定	三八
二、雜種課金規則及取得課金、營業課金規則の改正	三九
三、壽街道路開修工費の徴収延期	三九

(三) 學務部

一、天津尋常高等小學校	五六
イ、記念文庫の設置	五六
ロ、修學旅行	五六
ハ、教育事項研究會	六一
ニ、生徒の「トラホーム」検査	六二
ホ、教職員	六二
ヘ、卒業生及生徒數	六三
四、白河護岸工事	三九
五、課金負擔者數	四〇
六、四十一年度歳入出豫算の更正	四一
七、四十二年度歳入出豫算の更正	四三
八、明治四十二年度居留民團歳入出總計豫算	四四
九、明治四十二年十二月末現在居留民團財産表	五三
イ、預ケ金及現金	五二
ロ、土地	五三
ハ、建物	五四
ニ、水道	五四
ホ、物品	五五

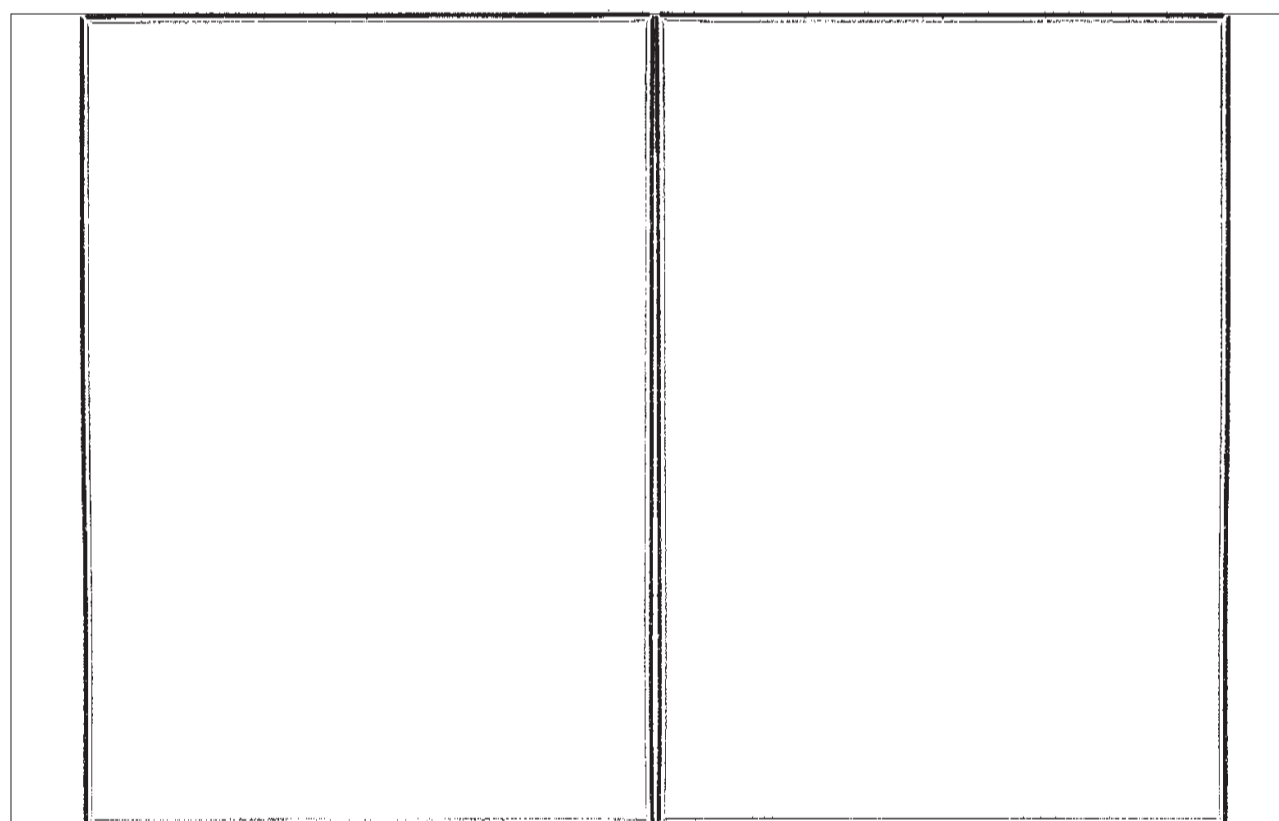
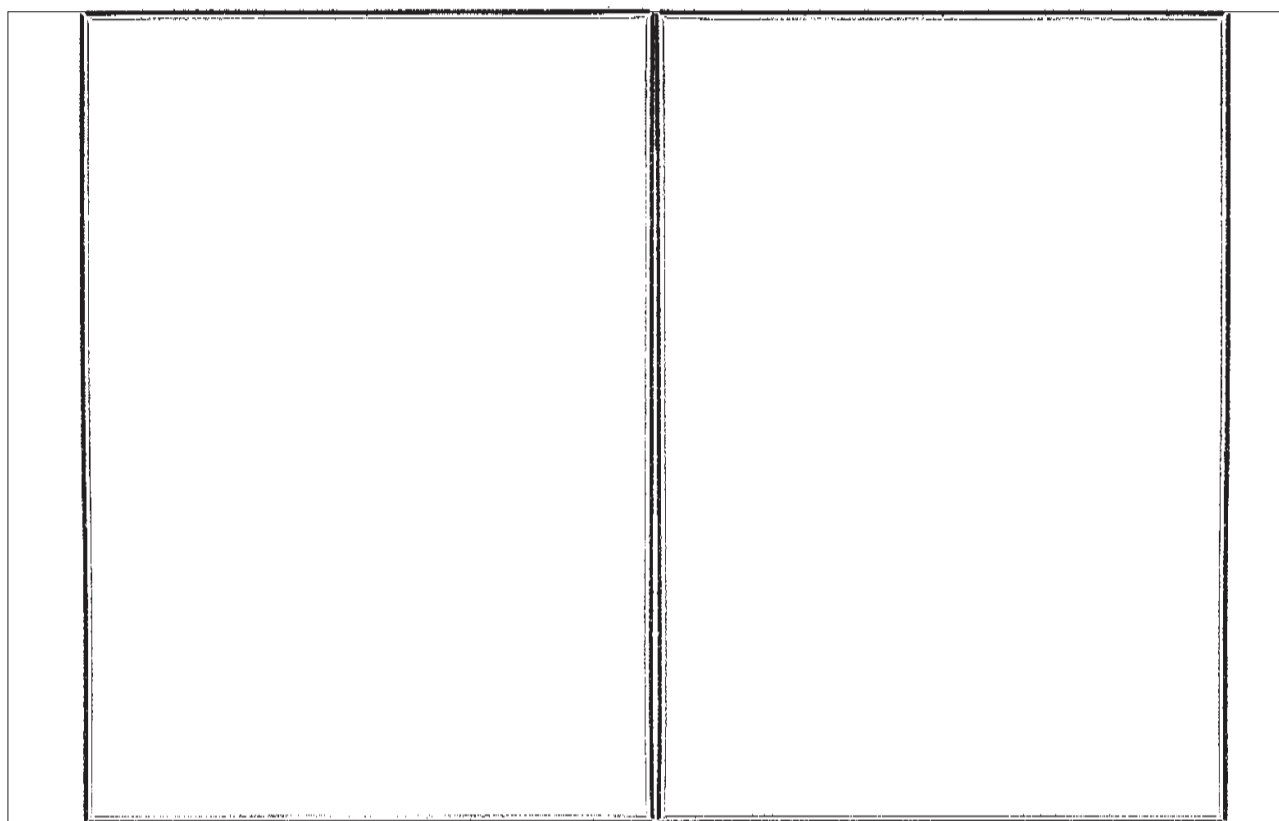
(四) 土木部

一、大和公園の開園	六八
二、大和公園經營費計算	六九
三、現在表	七一
四、大和公園設備委員	七二
五、壽街道路の全通	七四
六、白河護岸工事	七五
七、開口大街と修繕	七六
八、街路の補綴修繕	七六
九、降雨の降雪	七七
十、撤水	七七

(五) 衛生部

一、傳染病豫防事務	八〇
イ、傳染病患者	八〇
ロ、種痘の施行	八二
ハ、狂犬病と野犬撲殺	八二
二、清潔法の施行	八三
三、道路及溝渠の掃除	八三
四、汚水渠の増設	八三
五、共立病院補助繼續	八三
六、水道使用者の増加	八四
七、市場と行商禁止	八四
九、街樹の補植	七八
一〇、街樹の澆水	七九
一一、街路の点燈	七九
一二、道路の區劃豫定	七九

(目次終)



及二十日を以て閉會日と定め都合に依り臨時會を開くこととし、本年中に於ける行政委員會は開會二十五回其議事件數百零五件にして内選舉二件、可決七十九件、附議決議九件、附議五件、懸置五件、委員附託六件、延置二件、否決二件なり其月日及姓名左の如し

(五)

第一回	白河堤岸工事復舊	委員附託	可決
	一 民間資金徴収内規	延期	可決
	一 公園市場整理工事の件	可決	可決
第二回	一 民間資金徴収内規	可決	可決
	一 公園市場整理工事の件	可決	可決
	一 民間資金徴収内規	可決	可決
	一 公園市場整理工事の件	可決	可決
第三回	一 居留地内官地地下に閉する件	委員附託	再議
	一 自用人力労働材料に付労働工部局の熱會に課する件	可決	可決
	一 河運工事の件	可決	可決
	一 取得費金負担等決定の件	可決	可決
第四回	一 取得費金負担等決定の件	可決	可決
	一 吏員任用の件	可決	可決

(六)

	一 雜種課金規則中改正の件	修正可決	可決
	一 明治四十一年度歳入出總算追加案	修正可決	可決
	一 督促手数料條例	修正可決	可決
第五回	一 明治四十二年度歳入出總算案	修正可決	可決
	一 雜種課金規則中改正案	可決	可決
	一 取得費金規則中改正案	可決	可決
	一 營業課金規則中改正案	可決	可決
	一 共立小學堂補助費增加請願の件	否決	可決
	一 豫備費支出認可申請の件	再議	可決
	一 營業課金負担等級決定表	再議	可決
	一 取得費金負担等級決定表	再議	可決
	一 明治四十二年三月九日回覽	可決	可決
	一 大和公園費支出に付事後承諾を求むる件	可決	可決
	一 臨時土木費豫算外支出に付事後承諾を求むる件	可決	可決
第七回	一 居留地内官地地下の件	修正可決	可決
	一 營業課金負担等級表	修正可決	可決

(七)

	一 總領事館移轉請願の件	可決
	一 明治四十二年三月十九日回覽	可決
	一 慈善基金引繼の件	可決
	一 慈善基金設置の件	可決
第八回	一 慈善基金設置の件	可決
	一 議長、議長代理者、會計主任選舉	可決
第九回	一 行政委員事務分担の件	可決
	一 慈善基金規則案	可決
	一 慈善基金に關する評議員選定の件	可決
	一 豫算更正の件	可決
	一 傳染病室諸巡捕に關する件	可決
	一 茶園課金等級決定の件	可決
	一 清國藥效課金等級決定の件	可決
	一 民間出納規程中改正の件	可決
	一 租界局分課並に處務規程中追加の件	可決
	一 行政委員會定日の件	可決
	一 明治四十二年四月十三日回覽	可決
	一 忍水病接種苗備付の件	可決

(八)

第十回	一 遊園地給規程	修正可決
	一 遊園地給品及貨品品目給規程	修正可決
	一 巡捕及消防組員給規程	修正可決
	一 巡捕及消防組員出火強奪手當	修正可決
	一 巡捕給金規則	修正可決
	一 巡捕給金規則	修正可決
	一 學業課金負担等級決定の件	可決
	一 明治四十二年五月十一日回覽	可決
	一 天津小學堂生徒修業補助費支出の件	可決
第十一回	一 居留地内官地地下に閉する答申の件	再議
	一 居留地内官地地下に閉する答申の件	再議
	一 行政委員事務分担の件	再議
	一 明治四十二年五月二十五日回覽	可決
	一 臨時總務課室開始の件	可決
第十二回	一 野犬并に野犬捕殺方法に關する件	可決
	一 天津高等小學校給食費決定の件	可決

(十三) 同年六月廿一日

一 議長代理者選挙の件	再議
一 道路敷決定の件	可決
一 自月入方車道札料改正に付徳島工務局の照會に關する件	可決
一 取寄金負担等級表の件	可決
一 罰界内執務時間停休日の件	修正可決
第十四回 同年七月六日	
一 民團運動部規程中改正案	可決
一 民團東員和洋中改正案	可決
一 民團運動部規程に付する答申の件	修正可決
一 婦女委員等選任の件	可決
一 大和公園内土地使出の件	可決
第十五回 同年七月二十日	
一 養護、取寄金負担等級表	可決
一 養護開修道路敷地買取の件	可決
一 居留地内官地拂下に關する答申	可決
一 大和公園内土地使出に對する件	否決
第十六回 同年八月十一日	
一 大和公園内電燈設備の件	可決

(十四) 同年九月六日

一 四十二年度豫算更正の件	可決
一 準備基金支出の件	可決
一 大和公園鐵門建設の件	可決
第十七回 同年八月二十日	
一 大和公園取寄規則案	修正可決
一 雜種課金額變更の件	可決
一 公園鐵門扉見合の件	可決
一 公園内噴水池設計の件	可決
第十八回 同年九月六日	
一 日本藝妓雜種課金等級内規改正案	可決
一 公園係借入の件	可決
一 共同墓地一部貸下の件	委員附托
第十九回 同年九月二十日	
一 木蓋贈呈の件	可決
一 大和公園開闢の件	可決
一 共同墓地一部貸下の件	可決
一 臨時傳染病室閉鎖の件	可決
第二十回 同年十月五日	
一 小學校生徒のトラホーム治療に關する件	修正可決

(二)

一 養妓酌婦健康診断施行細則	修正可決
一 營業、取得課金負担等級表	可決
一 共立病院補助の件	可決
一 懸券金贈與の件	可決
明治四十二年十月九日回覽	
一 大和公園開闢式當日制限券入園者の件	可決
第二十一回 同年十月十日	
一 伊集院公使請待の件	可決
第二十二回 同年十月二十日	
一 大和公園開闢式經費豫算超過承認の件	可決
一 公園委員に謝意表彰の件	可決
明治四十二年十一月一日回覽	
一 故伊集院公使弔電發送の件	可決
第二十三回 同年十一月二十日	
一 官地拂下に關する答申の件	再議
第二十四回 同年十二月六日	
一 官地拂下に關する答申の件(改訂)	可決
一 電燈規定改正認可の件	委員附托

(三)

一 教育事項研究會講師に謝意表彰の件	可決
第二十五回 同年十二月二十日	
一 官地借用の件	可決
一 電燈規定改正認可の件	可決
一 明治四十二年年度取得課金負担等級決定の件	修正可決
一 明治四十三年年度營業課金負担等級決定の件	可決
一 年末賞與の件	可決
四、新規則及改正規則	
本年中新に發布したる條例及規則并に改正したる規則左の如し	
▲營業課金規則中改	(四十二年三月三十一日發布)
第四條 取得課金規則第三條及第五條乃至第七條の規定は本規則に準用す	(四十二年三月三十一日發布)
▲取得課金規則中改正	(四十二年三月三十一日發布)
第八條 削除の九條を第八條に繰上ぐ	(四十二年三月三十一日發布)
▲雜種課金規則中改正	
第一條 中「酌婦」の次へ左の二項を加ふ	
一、檢 査	
一、貸 應 敷	
第二條中「酌婦」銀一弗を二弗と改め又同條中酌婦の次へ左の二項を加ふ	
檢 査 銀二十五弗以上五十弗	

(二)

貸座敷 銀二串

又同條中常設興行の各項を左の通り改正す

一 等 銀六十串
 二 等 銀五十串
 三 等 銀四十串
 四 等 銀三十串
 五 等 銀二十五串
 六 等 銀二十串

第五條中「酌給」の次へ「檢査、貸座敷」の五字を加ふ

第六條 削除

第七條中「取得課金」の次へ「及營業課金」の五字を加ふ

▲公課金督促規則 (四十二年三月三十一日發布)

第一條 居留民團課金及費用料、手数料其他居留民團の公課金を期限内に完納せざるときは左の區別に依り期限を付して督促狀を發し尙納入せざるときは更に第二回の督促狀を發す

一、民間課金は十五日以内

二、雜種課金、使用料、手数料其他の公課金は七日以内

第二條 督促狀を發したるときは手数料として一通毎に銀十串を徴收す

第三條 督促狀は本人不在のときも同居の家族又は雇人に領収せしむるを以て送達の手続を了したるものとす

但し納入の所在不明なるとき又は同居の家族雇人にして故なく督促狀を受領せざるときは七日間居留民團の揭示場に公示するを以て督促狀を送達したるものと見做す

(三)

第四條 督促手数料はこれを督促狀に記載し別に告知書を發せず

第五條 督促手数料は滞納金と同時に徴收す

第六條 督促狀に指定したる期限内に滞納金及手数料を完納せざるときは居留民團法施行規則第五十五條に依り處分す

附 則

第七條 本條例は明治四十二年四月一日より施行す (四十二年四月十二日發布)

▲慈善基金規則

第一條 慈善事業の資に充つる爲め本民團に慈善基金を設く

第二條 民間慈善基金は特別會計とし評議員會の決議に依り之れを支出す

第三條 行政委員會議長は毎年四月居留民團會議員中より慈善事業に關する評議員十名を屬托す

▲租界局分課並處務規程追加 (四十二年四月十一日決議)

一 庶務中「警備に關する事務」「慈善に關する事務」の二項を加ふ

一 土木中「公園に關する事務」の一項を加ふ

▲巡捕給規則 (四十二年四月二十三日決議)

(四)

第一條 巡捕の月俸を別て七級とす左の如し

一級 十三串 二級 十二串 三級 十一串
 四級 十串 五級 九串 六級 八串
 七級 七串

第二條 新に巡捕を命せられたる者の月俸は七級俸とす

通譯に採用する者は二級俸までを給することを得

第三條 巡捕の月俸は左の期限を經過するに非ざれば昇級することを得ず

七級俸の者 滿三ヶ月
 四級俸以下の者 滿六ヶ月
 三級俸以上の者 滿壹ケ年

第四條 巡捕一級俸を受け一ケ年を經過し職務勲績成績優等の者は第一條の範圍に拘らず俸給豫算外に於て特に十五串までを給することを得

第五條 俸給は新規採用及増減俸のときは發令の翌日より解免のときは其當日迄日割を以て支給す

但死亡のときは其月分の全額を給す

附 則

第六條 本規則は明治四十二年五月一日より施行し之に關する従前の決議は同日より廢止す

▲巡捕給與品及貸與品支給規則 (四十二年四月二十三日決議)

(五)

第一條 巡捕給與品は採用の際及使用期限満了の際之れを支給す

第二條 巡捕に給與すべき品目左の如し

一、冬帽 一、冬服 一、夏帽 一、夏服
 一、布靴 一、雨靴

第三條 給與品の員數及使用期限は左の如し

一、冬帽 一箇 八ヶ月
 一、冬服 一着 八ヶ月
 一、夏帽 一箇 四ヶ月
 一、夏服 一着 四ヶ月
 一、布靴 一足 四ヶ月
 一、雨靴 一足 一ケ年

第四條 巡捕に貸與すべき品目左の如し

一、警棒 一、編草 一、手帳 一、捕繩
 一、呼子笛 一、冬外套 一、雨外套

第五條 貸與品は解職免職、又は死亡の際之れを返納すへし

使用期限の終らざる給與品亦同し

第六條 貸與品又は使用期限の終らざる給與品を毀損紛失し代品を交付する場合に於て其毀損紛失が過失怠慢に出たるものなるときは辨償の責に任ずへし

附 則

第五條 請願者は巡捕に對し直接に金錢物品等を贈與することを得ず
第六條 第一條の出願は都合に依り許可することあるべし又一旦許可したる後と雖も之を取消することあるべし

第七條 巡捕の配置及監督は日本警察公署の指揮に従ふべし

附 則

第八條 本規則は明治四十二年五月一日より施行し之に關する従前の假規則は同日より之を廢止す

▲租界局執務時間并休日 (四十二年六月二十五日決議)
大日本租界局の執務時間并に休日左の如し

執務時間

午前九時より正午迄

午後一時より五時迄 (土曜日は正午限)

但十月一日より翌年三月三十一日迄午後四時限りとす

休 日

一、日曜日

二、大祭日、祝日

三、日曆十二月三十日より一月三日迄

四、清曆一月一日より同三日迄

▲民間吏員規程中改正

(四十二年七月六日決議)

(三) (三)

一、第十三條但書中「負傷し就職」を「負傷又は疾病に罹り就職」と改む

二、第十四條末尾に左の一項を加ふ
本條第一號の場合に於て退職後三十日以内に所發歸郷する者には相當の旅費を支給することを得

三、第十五條の次へ左の一條を加ふ
第十六條 吏員職務の爲めに負傷又は疾病に罹りたるときは其治療中一日五弗以内の療治料を支給す

第十七條 前條の負傷又は疾病に因り其職務に堪へず退職したる者には手當金として退職當時の月俸三ヶ月分を給與す

第十八條 前條の次へ左の一條を加ふ
第十九條 吏員中特に危険の事務に従事する者には臨時相當の手當を支給することあるべし

第二十條 傳染病豫防救治に從事する者の給與規則(四十二年七月八日決議)

第二十一條 本民團の儲蓄及び囑托員傳染病豫防救治に從事し病毒に感染したるときは其治療中給料の外一日五弗以内の療治料を支給す

但其數額は行政委員會議長之を定む

七、第二十條以下順次一條づつ繰下ぐ

▲傳染病豫防救治に從事する者の給與規則(四十二年七月八日決議)

第一條 本民團の儲蓄及び囑托員傳染病豫防救治に從事し病毒に感染したるときは其治療中給料の外一日五弗以内の療治料を支給す

但其數額は行政委員會議長之を定む

七、第二十條以下順次一條づつ繰下ぐ

▲傳染病豫防救治に從事する者の給與規則(四十二年七月八日決議)

第一條 本民團の儲蓄及び囑托員傳染病豫防救治に從事し病毒に感染したるときは其治療中給料の外一日五弗以内の療治料を支給す

但其數額は行政委員會議長之を定む

七、第二十條以下順次一條づつ繰下ぐ

▲傳染病豫防救治に從事する者の給與規則(四十二年七月八日決議)

第一條 本民團の儲蓄及び囑托員傳染病豫防救治に從事し病毒に感染したるときは其治療中給料の外一日五弗以内の療治料を支給す

但其數額は行政委員會議長之を定む

七、第二十條以下順次一條づつ繰下ぐ

▲傳染病豫防救治に從事する者の給與規則(四十二年七月八日決議)

第一條 本民團の儲蓄及び囑托員傳染病豫防救治に從事し病毒に感染したるときは其治療中給料の外一日五弗以内の療治料を支給す

但其數額は行政委員會議長之を定む

七、第二十條以下順次一條づつ繰下ぐ

▲傳染病豫防救治に從事する者の給與規則(四十二年七月八日決議)

第一條 本民團の儲蓄及び囑托員傳染病豫防救治に從事し病毒に感染したるときは其治療中給料の外一日五弗以内の療治料を支給す

但其數額は行政委員會議長之を定む

七、第二十條以下順次一條づつ繰下ぐ

▲傳染病豫防救治に從事する者の給與規則(四十二年七月八日決議)

第一條 本民團の儲蓄及び囑托員傳染病豫防救治に從事し病毒に感染したるときは其治療中給料の外一日五弗以内の療治料を支給す

但其數額は行政委員會議長之を定む

第二條 病毒感染者之に原因して死亡したるときは前條の外祭資料として月給若くは日給の三ヶ月分を其遺族に支給す

▲大和公園取締規則 (四十二年八月二十一日決議)

第一條 大和公園内に於て左の行爲を爲したる者は領事館令に依り處罰せらるべし

一、樹木花卉を折傷し若くは果實を摘取したる者

二、園内の設備を毀損し又は其風致を害したる者

三、車馬獸畜を乗入れ又は牽入れたる者

但し保母車は此の限にあらす

四、濫に道路敷地以外に踏入りたる者

五、厠房以外に大小便を爲し又は爲さしめたる者

六、禁火を爲し火器を弄し其他危険の虞ある行爲を爲し若くは公衆の感興散策を妨ぐるが如き行爲を爲す者

第二條 租界局は豫め時間を公示し公園の閉鎖をなすことあるべし

第三條 不体裁なる服裝又は如何はしき風態を爲す者は入園を許さず

第四條 公共的會合の爲めに本公園を使用せんとするものは租界局の許可を受くべし

五、慈善基金の設置

本年三月十九日小幡天津日本人慈善會々長より同會を解散し其資金全部を本民團に引

繼を爲すの件に付左記の通り照會あり

明治四十二年三月十九日

天津居留民團

行政委員會議長 豊田 鑄吉 殿

本月十八日本會第六回大會に於て本會を解散し本會の資金は左の條件を以て居留民團に引繼ぐことに決議致候間可然御取計相成度此段及御照會候也

條 件

一、本會は本年三月末日現在の資金悉皆を居留民團に引繼ぐこと

二、居留民團は此資金を慈善基金とし特別會計法に依り慈善事業を繼承施行すること

三、本資金の収支に付ては評議員會の決議に依ること

四、行政委員會議長は毎年四月民會議員中より評議員十名を囑托すること

以上

依て行政委員會は即日前記の條件を容れて之を本民團に引繼ぐことに決し更に慈善基金設置案を本年三月開會の通常民會に提出し其協賛を経て四月五日特別會計として慈善會資金全部貳千六百七十七圓五十五圓也を本民團に引繼ぎ次て同日十二日慈善基金規則を發布し同規則第三條に據り居留民會議員中より左の通り評議員十名を選定囑托せり

(三) (三)

(三) (三)

西村 博 評 議員
 沖田 介次郎 西 時 雄
 松岡 保之助 武内 才吉
 三浦 喜傳 藤井 恒久
 豊岡 保平
 山下 竹三郎
 安川 雄之助

六、巡捕及消防組員に關する規程
 巡捕及消防組員の職務の爲めに死傷せしもの并に退職者の手當に關しては從來隨時便宜の取扱を爲し來りしが本年四月二十三日「巡捕及消防組員給助規則」を定め又巡捕俸給規則其他巡捕并に消防組員に關する諸規則に多少の修正を加へたり

七、居留地内官地拂下問題

舊行政委員時代よりの懸案たる居留地内官地拂下の件は民間に於て萬一土地全部の拂下を難とせば速に公團敷地の拂下を決定すべき旨外務省より示達ありたる趣を以て之れに對する民間の見解に代金調達及び其償却の方途等至急決定答申すべき旨本年二月四日官廳事務部より通達あり依り本案を三月の通常民會に提出し(一)拂下土地代金は拂下決定の日より五年以内に納入すること(二)拂下土地代金は團債を以て之れに充つること(三)團債は拂下土地の賣却代金并に貸付料金及民間購入の剩餘金を以て貳拾年以内に償却することの六項の下に賛同を得支の計算を立てて七月二十一日答申書を提出せり其拂下坪數并に代價左の如し

(三) (二)

已埋立地 拂下坪數并に代價

第九區	坪數 二、二八三	代價 一五〇〇
第十區	坪數 五、〇七九	代價 三九、三六二・二五
第十一區	坪數 六、〇二一	代價 四六、六六二・七五
第十二區	坪數 七、八八三	代價 五二、二三九・五〇
未埋立地	坪數 六、四九二	代價 一七、一五〇・九五〇
第十四區	坪數 三、二二七	代價 一七、一五〇・九五〇
第十六區	坪數 四、三六七	代價 一七、一五〇・九五〇
第十七區	坪數 四、三六七	代價 一七、一五〇・九五〇
第十八區	坪數 四、三五六	代價 一七、一五〇・九五〇
合計	坪數 四、三五六	代價 一七、一五〇・九五〇

右代金は土地賣却代金(未埋立地)土地貸付料金、歳入剩餘金、一時借入金を以て拂下決定の日より滿五ヶ年目に一時納入し而して一時借入金は其後の土地貸付料金并に民間購入の剩餘金を以て六ヶ年間に償却し得べき計算なり、然るに十一月八日總領事館より右地區の内へ未埋立地第十三區を加ふべきこと并に第十三區より十八區に至る未埋立地は轉賣を許すも埋立の上なること且つ之れを外國人に賣却し得ざること等の注意ありしを以て市面の現況に鑑み且つ更に算を執つて有利の方法を按ずるに外務省の指示に従ひ未埋立地を併せ官地全部の拂下を受くるは現時民間の財政上到底不

可能の事に属するを認めたり、依て會議數回の後、前答申書を取消し未埋立地を除き已埋立地のみの拂下を受くること且つ其代價納入の方法も借入金爲さずし土地貸付料并に民間の積立金を以て長期に納入するに決し十二月七日を以て左の如く改めて答申書を提出せり

官地拂下に關する答申

客月八日付諸第四七號を以て居留地内官地拂下に關し兼に外務大臣より御下附相成候拂下許可條件中第十三區脱漏に於て今回之れを追加すると並に第十三區以下第十八區に至る未埋立地官地賣却に關する條件照會相成候に就ては本行政委員會に於て審議の上本年七月二十一日付租甲第四號を以て提出候答申書を改訂するの必要を認め候間該答申書を取消し改めて本答申書を提出致候改訂の要領は(一)拂下地區の減少(二)拂下土地代金上納方法の變更等に有之此改訂は前答申書に比し聊か規模縮小の憾なきにしもあらざる儀に有之候得共現行本民間の實勢に鑑み又當方面の市民を察し最も確實に土地の拂下を實行せんとするには必要已むを得ざる儀に有之第十三區以下第十八區に至る未埋立地は轉賣を許さるるも埋立の上ならざるべからざるは拂下土地は外國人に賣却することを禁止せらるるものなるが故に民間財政上の都合并に現在の市況に照らし此際之を拂下するの不可能なるを認め候に付他日市面回復の際或は拂下の出願を爲すこと有之候も難計候得共先以て左の通り改訂答申書提出致候間何卒本答申書通を以て拂下御許可相成候様可然御取計被成下度切望の至りに不堪候

(三) (二)

一、拂下土地區域

日本居留地内に於ける拂下官地は第九、第十、第十一、第十二の四區とす其坪數並に代價表左の如し

地 區	坪 數	單 價	代 價
第九區	二、二八三	一五〇〇	三九、三六二・二五
第十區	五、〇七九	七七五	四六、六六二・七五
第十一區	六、〇二一	七七五	五二、二三九・五〇
第十二區	七、八八三	六五〇	一七、一五〇・九五〇
合 計	二一、二六六		

二、拂下土地代金上納方法
 前記拂下土地代金七萬一千五百零九圓五十五錢は之れを二期に分ち拂下決定の日より滿五ヶ年据當の後半若干を上納し殘金は自後二ヶ年賦を以て上納す
 拂下土地代金は兼に民間の歳入、拂下土地の一部の貸付料、拂下土地の一部の賣却代金并に一時借入金を以て一時納入の議を決定したるも現在の市況に鑑み土地貸付料の繰上を低減するの必要を認めたるも未埋立地の拂下を受けざるに依り収入豫算に變を生じたるに及ばざるに困難なる五年後の借入金を計上するは聊か確實を欠くの虞なきにしもあらざる次第なるを以て茲に前議を一變し土地代金は借入金を併せ第一最も確實なる土地貸付料と民間購入の剩餘金を以

て之れに充つるの適當なるを認め本文の如く滿五年据直の後代金一部を上納し
(第一期)其殘金は七ヶ年賦を以て上納(第二期)することす其収支に關する
計算左の如し

収 支 計 算

(一) 第一期

支 出 額
一金十七萬二千五百零九圓五十錢也

官地第九、第十、第十一、第十二の四區坪數二萬一千二百六十六坪の貸
下代金

収 入 額
一金六萬一千一百七十六圓八十六錢也

据置滿五年間に於ける土地賃貸料並に民團歳入剩餘金の積立額

内 譯

土地賃貸料
金三萬六千三百二十一圓二十五錢

第九區は一坪一ヶ年平均銀一弗五十仙、第十、第十一兩區は一坪一ヶ年
平均銀一弗の割にて貸下此金額一ヶ年一萬四千五百二十四弗五十仙(

一、二〇替にて此換算額金一萬二千一百零三圓七十五錢也)の三ヶ年分
(据置二ヶ年は替なきものと見
ヶ年中假し三ヶ年の賃料を計上す)

同上預金利息
金一千八百四十五圓八十二錢

前項土地賃貸料定期預金利息五分重利二ヶ年分
金二萬零八百三十圓

民團歳入の剩餘金一ヶ年四千一百六十六圓(五千弗の一、二〇替)つゝ積
立五ヶ年分
同上預金利息
金二千一百八十九圓七十九錢

前項民團歳入剩餘金定期預金利息五分重利四ヶ年分
右差引金十一萬零三百三十二圓六十四錢也

土地代金 殘 額
(年 賦 償 却)

支 出 額
一金十一萬零三百三十二圓六十四錢也

拂下 土地 賃 金
一金十一萬三千八百八十八圓二十五錢也

毎年金一萬六千二百六十九圓七十五錢(金一萬二千二百零三圓七十五
錢前項土地賃貸料一ヶ年分、金四千壹百六十六圓前項民團歳入剩餘金
一ヶ年分)つゝ償却七ヶ年分

右差引金三千五百五十五圓六十一錢也

以 上 剩 餘 金

右 及 答 申 候 也

明治四十二年十二月七日

天津居留民團

行政委員會議長

鈴 本 敬 親

總領事 小幡 西吉 殿

八、共通自用人力車賃料改正問題

從來自用人力車は英、佛、獨、露、埃、意各國租界との特別契約に據り所属租界の賃
料のみを以て各租界共通の効力を有せしめたるが佛國工部局は各國工部局に向つて共
通自用人力車賃料を一定しはつ之れを相當の高率に引上げんとする提議を爲し本民團
は本年二月十二日を以て其照會に接したり然れども當時未だ具體的提議として現はれ
ざるを以て容易に賛同の意を表せず數次其内容に就て質す所ありしに漸く九月六日付
を以て左の書面を受領せり

千九百〇九年九月六日

日本租界局理事 西村虎太郎 殿

拜啓自用人力車共通賃料問題に關し過日御話致置候件を尙茲に確實に申述候
本員は本件に關し天津の諸外國工部局より同意の回答に接し申候而して其賃料
は英國の官憲より提議されたる一年九弗均一とすることに一致仕候、此改正實施
以後は各租界は各租界に依り發給せられたる共通賃料を有する自用人力車の外は
自由に交通せしめざるに御座候

右の如く本問題は甚だ重要に有之候に付本員は貴租界局の御承諾を一日も速に承
り度希望致候本件につき決定せざるは貴租界局のみに御座候尙此自用人力車共通賃
料は各國租界にある外國居留民若くは清國紳士若くは右租界内に使用せらるる清
國人の外は交付せざるものに有之候

右得貴意度如此御座候敬具

佛國工部局理事 ラ シ ャ ム

依つて九月八日左の書面を露、意、埃各工部局に送り一定料金の暴騰を防がんと試み
たり

下名は自用人力車共通賃料値上の件に關し行政委員會議長の命に依り左の通り
書下に通告するの光榮を有し候

自用人力車共通賃料値上問題に付き佛國工部局より再三交渉有之候處去月三十
一日同局理事來訪相成本問題に關し左の通り各國工部局の協議を取纏めたる旨報
告致され候

一、自用人力車共通賃料は各國租界共一ヶ年銀九弗とすること

二、共通賃料は各國工部局に於て自國人并に自國租界内に住する歐米人及身分
ある清國人に限り之れを交付し一般の清國人并に他租界内に住する外國人
には一切交付せざること

三、賃料の値上は明年一月一日より實施すること

四、此値上問題は各國工部局に文書を以て通知するに止め最早之れが爲めに各
租界代表者の會議を開く必要なきこと

五、一般の清國人に對する自用人力車賃料は各租界に於て各自隨意に取極む
べきこと

右に對し日本租界局は未だ確然たる賛否を表せず候例せなれば日本租界に於ける

此等税金額の變更は民會の議を経るにあらざれば其効力なく而して其民會は本國政府の命令に依り毎年三月開會の規則に有之候に付明年三月末本問題を民會に提出して其決議を経たる上ならざれば其旨の確答を爲し能はざる事情に基くものに御座候此事情は佛蘭工部局理事も十分諒知せられ居り候事柄に有之候間貴下に於ても此邊御合置致下度願上候

其通鑑札料値上問題に就て利害關係を有する我々は此際本問題に關する總べての事情につき審議を要するものと存候熟考ふるに自用人力車共通鑑札料の改正額を九弗とせられ候は英國租界現在の鑑札料九弗を標準とせられ候ものと察せられ候(英國工部局は佛蘭工部局の交渉に對し鑑札料九弗以上なれば不賛成の旨回答せり)然れども英國租界と他の租界とは大に事情を異にし居れることを一考するの價値あるべしと存候即ち英國租界に於ては營業人力車鑑札料を一年十二弗とし自用人力車鑑札料を一年九弗とし自用車は營業車に比し年三弗の低廉を示し候得共我々の租界には營業人力車鑑札料を一年六弗と致居候に付若し自用人力車鑑札料を改めて九弗と致候は自用車は營業車に比し更に三弗の高價を支拂ふことと相成り英國の三弗安に反して却つて三弗高の異數を示すことと相成申候此儀は各自租界に於て利害關係上熟考の必要可有之と存候せめて營業人力車と同料と致候事は穩當の處置かと存候

又現在に於ても自用人力車共通鑑札は各國租界共自國人并に自國租界に住する歐米人及び身分ある清國人に限り交付致候に付鑑札下付について各國租界混同の憂無之候令各國租界の税率は多少の相違ありと他租界の爲めに自國租界の取入を減せらるゝ虞毫も無之候に御座候其外除しある一般清國人の取入に付執行せば必ずしも特に各國租界の税率を均一にせざるべからざる必要なきが如く存せられ候

自用人力車鑑札共通の件は本來各國の協定に依り相互の便宜と致候候次第に有之候に付若し協同改正を要する場合には各租界互に十分意見を疎通し意見を交換して決定するを穩當の手續なりと存候に付茲に卓見を陳陳して貴意相伺申候

明治四十二年九月八日
露、意、埃國
工部局理事殿 (各通)
然るに各工部局共已に佛蘭工部局の提案に同意したりとの回答に接したるを以て十二月一日左の書面を英、露、意、埃の關係各國工部局に送り鑑札料改正實施期の一様ならざることを豫告す
拜啓佛蘭工部局より提議致され候營業人力車共通鑑札料値上問題に關し貴局理事の命に依り左の通り御座候申上候
佛蘭工部局の提議に係る自用人力車共通鑑札料を九弗に改正せんと

日本租界局理事 西村 虎太郎

(三) (三)

の事は本行政委員會に於ても同意を表明候併しながら其實施期に於て多少遲延有之候事を御諒知被下度願上候貴租界に於ては明年一月より之れを實施し相成御都合に有之候由に御座候御承知の通り日本租界の税率は佛蘭工部局の決議を経るにあらざれば改訂することにはざるものと有之候に付本國政府の決定せる法律の規定に依り明年三月末開會せらるべき民會に本問題を提出し其賛同を得て明年四月より改正税率を施行することに盡力致すべく候間其改訂までは從前の通りにて共通致度御座候御座候 敬具

明治四十二年十二月一日
露、意、埃國
工部局理事殿 (各通)
九、露地一部の實行

當居留地の共同葬場を充る本願寺別院 對し去四十年八月七日建築用地として共同墓地豫定地の内八十坪を無料にて貸付け現在の堂宇を建築せしめたるに堂宇の増築其他修繕經營上現在の建坪以外の地所の必要を生じたるを以て本年十月四日同別院財團理事より其地積二千六百六十七坪八五無料借用の借出願せり依て前貸渡條件に準し之れを許可す

一〇、電燈規定改正の認可
本年十一月二十八日付東京建物株式會社天津支店長より電燈方式變更の爲め電燈規定

(三) (三)

中點燈料の一項改正の件左の通り出願せり

弊社今般電燈方式變更の爲め電燈規定別紙之通、改正仕度候間御認可被下度此段御願申上候也

追而御認可を得候上は直に變更工事に着手し各需用者に對しては新電球取換濟の都度本規則を適用可仕候

明治四十二年十一月廿八日

東京建物株式會社天津支店

支店長 福山 義春

天津日本居留民團 行政委員會議長 鈴木 敬親 殿

電燈規定改正案

○點燈料

甲メートル點燈料

二十燭一燈一ケの便メ燭力時	每百燭時に對する點燈料
五〇〇	燭力時迄
一〇〇〇	同
同	銀
同	七
同	仙

明治四十一年度歳入出豫算表		明治四十二年十二月末調	
合	計	二一	一一
八	等	二七	三二
七	等	二〇	七五
六	等	二七	一〇二
五	等	二四	一三六
四	等	二九	二〇二
合	計	四二五	五五四

▲難民金負担者長
 旅館 第一等 一、二等 二、三等 一
 料理店 第一等 五、二等 〇、三等 一〇、四等 五、五等 二
 藝妓 日本一等 一〇 二等 五 三等 二九 四等 二
 清國一等 一 二等 一五 三等 一八一
 酌 婦 三十二人
 檢 番 一ヶ所
 常設興行 三等 一 五等 二 六等 一
 六、四十一年度歳入出豫算の更正
 四十一年度歳入出豫算中教育費修給に於て昨四十二年八月天津尋常高等小學校職員俸給支給規程及同給與規則發布の結果同校職員俸給増加したるにより教育費に不足を生じ本年三月九日豫備費支出の認可を受け四十一年度歳入出豫算中左の通り更正す

明治四十一年度歳入出豫算表		明治四十二年歳入出豫算表	
第三款	使用料及手数料	四六、一二一、五五	
五、	水道料	八、八〇八、七五	
第四款	水道費	六、三二七、五〇	
四、	水	五、八七二、五〇	
第十三款	備費	一、八一九、二〇	
一、	備費	一、八一九、二〇	
七、	四十二年度歳入出豫算の更正		

四十二年度歳入出豫算中巡捕俸給は數年來一八ヶ月平均九弗なりしを三月の民會に於て八弗五十仙と爲したれども監督當事者よ。已に人員に於て六十八名を五十名に減少したる上更に其俸給平均額を低下することは實務執行上實際困難なる事情ありとの申告ありたるを以て之を従前の通り九弗平均に据置ることとし本年四月十日豫備費支出の認可を受け四十二年度歳入出豫算中左の通り更正す

明治四十一年度歳入出豫算表		明治四十二年歳入出豫算表	
第三款	教育費	六六、二四、八三	
一、	俸給	二、九九二、〇〇	
第十三款	備費	五六九、二〇	
一、	備費	五六九、二〇	

又本年三月通常民會に於て四十一年度歳入出豫算中水道使用量額に増加したる結果豫算追加を可決し左の通り更正す
 明治四十一年度歳入出豫算追加
 歳入
 一銀參千七百五拾弗也
 歳出
 一銀貳千五百弗也
 差引銀壹千貳百五拾弗也

明治四十一年度歳入出豫算表		明治四十二年歳入出豫算表	
第八款	警備費	九、八四四、三〇	
一、	俸給	五、八五九、〇〇	
第十四款	備費	二、四八四、七二	
一、	備費	二、四八四、七二	

又全警備費に於て消防用蒸氣ポンプ至急修繕を要する爲め豫算更正の必要を生じ本年八月十二日豫備費支出の認可を受け四十二年歳入出豫算中左の通り更正す

(豐) (豐)

歲入		歲出		合計	
科 目	本年 度 豫 算 額	前 年 度 豫 算 額	前 年 度 豫 算 額 比 較	增 減	增 減
第一、居留民團課金	八,一〇〇,〇〇〇	一,二二七,四〇〇	△	四,一七四,〇〇〇	〇
第二、營業課金	五,八七六,〇〇〇	一,二二七,四〇〇	△	五,八七六,〇〇〇	〇
第三、雜種課金	一,一八二,〇〇〇	一,三〇八,五〇〇	△	一,一八二,〇〇〇	一,一八二,〇〇〇
第四、酒 稅	七,三八〇,〇〇〇	九,三〇六,〇〇〇	△	一,九二六,〇〇〇	〇
第五、旅 館	六〇〇,〇〇〇	六二四,〇〇〇	△	二四,〇〇〇	〇
第六、戲 園	二,四七二,〇〇〇	三,二二〇,〇〇〇	△	三六〇,〇〇〇	〇
第七、料 理	四八〇,〇〇〇	二,四八四,〇〇〇	△	二,〇〇〇,〇〇〇	〇
合計	二二,〇〇〇,〇〇〇	二二,〇〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
第一、預金	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	△	七五〇,〇〇〇	〇
第二、地 產	一,六八〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	△	七五〇,〇〇〇	〇
第三、小 車	三六〇,〇〇〇	七三九,〇〇〇	△	三九〇,〇〇〇	〇
第四、自用人力車	一,二〇〇,〇〇〇	一,三三二,〇〇〇	△	一三二,〇〇〇	〇
第五、營業人力車	二五〇,〇九〇,〇〇〇	二四九,六三三,〇〇〇	△	一三三,二〇〇	〇
第六、市 場	三二六,八〇〇	四三〇,〇〇〇	△	一三三,二〇〇	〇
第七、土 地	五五,五六〇	五五,八〇〇	△	五五,八七五	〇
第八、水 道	八,二五〇,〇〇〇	八,八〇〇,〇〇〇	△	五五八,七五〇	〇
第九、船 隻	四〇〇,〇〇〇	四六〇,〇〇〇	△	六〇,〇〇〇	〇
第十、民 船	一五〇,〇〇〇	一三三,〇〇〇	△	一七,〇〇〇	〇
第十一、貨物陸上料	四五,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	△	四五五,〇〇〇	〇
第十二、藥 劑	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	△	八五,〇〇〇	〇
第十三、臨時興行	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
第十四、檢 査	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
第十五、落 子	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
合計	二二,〇〇〇,〇〇〇	二二,〇〇〇,〇〇〇	△	〇	〇

(豐) (豐)

(豐) (豐)

歲入		歲出		合計	
科 目	本年 度 豫 算 額	前 年 度 豫 算 額	前 年 度 豫 算 額 比 較	增 減	增 減
第一、授 業	八〇〇,〇〇〇	九二五,〇〇〇	△	一二五,〇〇〇	〇
第二、雜 業	三〇〇,〇〇〇	九二五,〇〇〇	△	一二五,〇〇〇	〇
第三、電氣公司配當金	三〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	△	五〇〇,〇〇〇	〇
第四、雜 項	六二,八三九,三六〇	七五,八六〇,三三〇	△	一二〇,〇〇〇	〇
合計	一,〇六二,八三九,三六〇	一,〇六二,八三九,三六〇	△	〇	〇
第一、事務所費	一,一八五,八九八	一,二二九,〇〇〇	△	四三,一〇二	〇
第二、修 繕	七,二四二,〇〇〇	七,四六四,〇〇〇	△	二二二,〇〇〇	〇
第三、備 品	五六三,〇〇〇	六二二,〇〇〇	△	五九,〇〇〇	〇
第四、消 耗	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
第五、修 繕	六九三,〇〇〇	五二六,〇〇〇	△	一六七,〇〇〇	〇
第六、印 刷	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	△	四〇,〇〇〇	〇
第七、通 信	二八〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	△	二〇,〇〇〇	〇
第八、旅 館	九六,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	△	四,〇〇〇	〇
第九、公 告	五〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	△	三一〇,〇〇〇	〇
合計	二四,〇〇〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
第一、家 屋	二,一九六,〇〇〇	一,八九〇,〇〇〇	△	三〇六,〇〇〇	〇
第二、雜 項	三三八,三八八	一八〇,〇〇〇	△	一五八,三八八	〇
第三、備 品	五〇〇,〇〇〇	九〇四,〇〇〇	△	七〇四,〇〇〇	〇
第四、消 耗	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
第五、修 繕	一〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	△	八〇,〇〇〇	〇
第六、印 刷	一〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	△	八〇,〇〇〇	〇
第七、通 信	一〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	△	八〇,〇〇〇	〇
第八、旅 館	一〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	△	八〇,〇〇〇	〇
第九、公 告	一〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	△	八〇,〇〇〇	〇
合計	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
第一、雜 項	一,一〇四,〇〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	一二五,〇〇〇	〇
第二、消 耗	一,一〇四,〇〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	一二五,〇〇〇	〇
第三、修 繕	一,一〇四,〇〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	一二五,〇〇〇	〇
第四、備 品	一,一〇四,〇〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	一二五,〇〇〇	〇
第五、雜 項	一,一〇四,〇〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	一二五,〇〇〇	〇
合計	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	△	〇	〇
第一、水 道	六,二〇二,八〇〇	三,八一七,五〇〇	△	二,三八五,三〇〇	〇
第二、雜 項	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	△	一〇〇,〇〇〇	〇
第三、植 樹	四六〇,〇〇〇	八二九,八〇〇	△	三六九,八〇〇	〇
第四、燈 塔	四,一六四,四八〇	一,六四〇,四八〇	△	二,五二四,〇〇〇	〇
第五、水 道	二,六七〇,〇〇〇	一,八五八,五七〇	△	一,一八八,五七〇	〇
第六、點 燈	八,四七九,二〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	七,二五〇,二〇〇	〇
第七、修 繕	一,二二九,〇〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	〇	〇
第八、器 具	一,二二九,〇〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	〇	〇
第九、土 木	一,二二九,〇〇〇	一,二二九,〇〇〇	△	〇	〇
合計	二二,〇〇〇,〇〇〇	二二,〇〇〇,〇〇〇	△	〇	〇

(甲)		(乙)	
合 計	六二、八三九、三六	七五、八六〇、二二△	一三、〇二〇、八七
九、明治四十二年十二月末現在居留民團財產表			
科 目	預ヶ金及現金	金	額
當 座 預 金			七、三五三七五
慈 善 基 金 預 金			三、〇〇七四三
大 和 公 園 基 金 預 金			二、〇八九七三
準 備 基 金 預 金			一、五八九六一
仙 波 少 將 紀 念 教 育 基 金 預 金			六、六七八三
寄 附 教 育 費 基 金 預 金			六、〇四一六
壽 街 改 修 基 金			三、八二九一
伊 集 院 紀 念 音 樂 堂 基 金 預 金			一、五九二二
現 金			八、二七八
合 計			一五、九三七四三
種 目	土 地	坪 數	價 格
共 同 墓 地		五、七二九三一	二、八六三六〇五
天 津 小 學 校 敷 地		一、六七四三二	一、三七七六一五
合 計			
種 目	建 物	坪 數	價 格
舊 本 願 寺 布 教 所 敷 地		八、〇二〇三	一、八〇〇〇〇
合 計			六、〇三六二二〇
種 目	道	員 尺 數	價 格
口 徑 六 吋 鉄 管		四、三〇〇〇〇	七、四四八四一
種 目	道	員 尺 數	價 格
水 道		四、三〇〇〇〇	七、四四八四一
種 目	道	員 尺 數	價 格
汚 物 棄 却 場		四ヶ所	四一、一七九九
伊 集 院 紀 念 音 樂 堂		二二三四九〇	三、〇九二八六
榮 市 場		二二三四九〇	四、八〇〇〇〇
大 和 公 園 門 扉 及 附 屬 建 物		八、九五〇〇〇	三、二二七〇〇
棧 橋		六二一四	九、九一〇
スチームローラー置場		一七〇六〇	六、八〇〇九
消 防 器 具 置 場		一七二八〇	三、五七〇〇
傳 染 病 室 附 屬 舍		二二七一一	一、六五七八一
同 校 門 及 塙 其 他 附 屬 建 物		二二七一一	三、一八九六八
天 津 小 學 校 校 舎 及 宿 舎		二二七一一	一、六五七八一

(甲)		(乙)	
同 四 時 同 計	四、八〇五〇〇	九、一〇五〇〇	五、七一四八二
種 目	種 類	員 數	價 格
事 務 所 備 品	七一種	三三三點	一、八七五三〇
議 室 備 品	一八	八〇	三、七三一七
會 議 室 備 品	一八	八〇	三、七三一七
土 道 器 具	三四	三一四	一、四、三六四四八
水 道 器 具	五	二〇	一、五二二七五
小 學 校 備 品	九六八	二、九九六	三、八四二〇五
衛 生 器 具	一五	六〇	三、八七八〇
巡 捕 備 品	四	二五八	一、五三一〇二
巡 捕 備 品	二二	二八	一、三三一五
消 防 器 具	二二	一三一	五、二五九六六
傳 染 病 室 備 品	八二	二八三	一、二七三五
圖 書 館 備 品	二〇	一、七七七	二、二四六九九
同 頭 器 具	四	一〇七	二、五八一〇
碼 頭 器 具	一	一〇七	一、七一一〇
公 園 器 具	三六	九	一、三〇九九六
合 計	一、二九三	八、六〇四	三、四、五〇〇七八
總計拾壹萬零八百拾七弗拾五仙也			
(三) 學 務 部			
一、天津尋常高等小學校			
二、紀念文庫の設置			
本年五月七日伏見宮殿下本校へ銀參百弗下賜相成たるにつき殿下の厚き思召を永久に紀念する爲めに該金額を基金として伏見宮殿下紀念少年文庫を校内に設立し七月一日より之れを開始す			
(四) 修 學 旅 行			
本年五月十五日本校生徒尋常三學年以上のものをして修學の爲め北京へ旅行せしむ其狀況は左の學務担当行政委員西村博氏の報告書に詳かなり			
天津居留民團立天津尋常高等小學校生徒修學旅行經過報告			
民團小學校生徒尋常三學年以上のものをして北京に於ける修學旅行せしむる事と爲りたるを以て本報は北京に於ける諸般の準備及監督等の爲め本月十四日同地に出張し同十七日歸津せり其經過を報告す			
北京の準備			
本月十四日北京に到着するや停車場に吳永壽石丸素一の兩氏出迎へあり同地に於ける準備を打合せ決定するに左の如し			

(要)

一、宿舎には駐屯軍兵營及本願寺を借らん等なりしも駐屯軍は目下演習中にて各員不在且つ兩處に分宿せしむるは不便あるを以て東單牌樓の林ホテルを之に充つることとなり既に其交渉も了り居りたるを以て其間取等を實見し二階の日本座敷六廣間一室を女生徒室とし平屋の日本座敷三室を男生徒室とし之に分宿せしめ教員四名を一室に一名宛同居せしめて取締らしむること定む

一、旅行日程は十五日午後新公使館内園遊會、十六日午前午後後迄雍和宮文廟萬性園遊覽、十七日午前より午後迄市中を徒歩して天壇に到り同處遊覽午後四時三十分發の汽車にて歸津の途に就くにあつて一行の滯京中北京小學校生徒は行動を共にする筈

一、天津小學校生徒及職員の北京滯在中に於ける諸賄は北京の團体育志者によりて負担し並に旅行に付ては適當の案内者を出す筈

一、北京に於ける接待員は左の如し

學務委員 吳 永 壽
石 丸 素 一

以上兩氏は伊集院日本人會長より指定せしもの

學務委員 北 村 澤 治
高 尾 亨
龜 井 陸 良

以上兩氏は本旅行發起に係る關係者

(要)

北京婦人會會員 一 同

特に阿部夫人は周旋せらる

増田中佐及夫人
豊島氏及夫人

以上兩氏は小供會當番に付周旋せらる

一行の着京

天津小學校の一行は十五日午前十一時四十分北京に到着せり停車場には前項の接待員を始め公使館郵便局長北京小學校教員勅使河原氏及二名の女教員は生徒全部(約二十名)を率ひ其他小供會の家族兒童等數十名の出迎あり天津より着京の一行人数は左の如し

生 徒	四 十 七 名
職 員	四 名
租界局書記	一 名
校囑托醫員	二 名
校囑托醫員	二 名
田中鑄太郎	一 名
山科祐二	一 名

其外父兄の附添者として田添豊造田介次郎の二氏共に着京し兩校生徒はプラツトホームに整列の上引合式を了り天津の一行は出迎者に謝辭を述べて徒歩林ホテルに入る

十五日の行動

(要)

午後二時出門新公使館内の園遊會に赴く當日は北京婦人會及小供會より一行を接待することとなり天津北京兩學校生徒及小供會の兒童は共に遊戯運動を爲せり新公使館内には支那手品の備しあり且つ食品茶菓を備へて婦人會員、小供會員等専ら生徒を歓迎し山本寫真館は館内に於て一同の撮影を爲し之を一々寄贈する筈なり當日阿部夫人は天津小學校生徒職員等に紀念繪圖書を特製し之を贈り扶桑館より菓子の寄贈ありたり生徒は種々の運動遊戯を爲して午後五時過館前に整列し當日の接待員に致謝し北京教員の先導にて同校兒童と共に駐屯軍兵舎内なる北京小學校を參觀し歸宿す

十六日の行動

午前八時出門北京小學校職員生徒と共に馬車を運ね雍和宮に至り參觀夫れより孔子廟を參觀し更に園子監を參觀す同處には肅親王の家庭教師たる成田夫人が特に茶菓を携へ行きて生徒を饗應するあり一行は同處を出て萬牲園に至る萬牲園には伊集院公使より特に照會さるゝありし爲め總ての縦覧料は免除せらるゝこととなり居り且つ西田一、北村澤治、石丸素一の代理者諸氏及婦人會員等は先發して諸般の準備を爲したり一行は先づ動物園内の孔子樓に入り午餐し同樓の廣場に於て各種の運動遊戯を爲せり同日青木少將廣谷博士の兩氏より各生徒に紀念品たる白銅製墨池を與、高尾、石丸、龜井の四氏よりは手帳及鉛筆を各生徒に寄贈あり一同は午後五時同園を出て北京小學校職員生徒と共に馬車を運ねて歸宿す

當日は吳永壽氏を始め高尾氏の餘旋になる清語同會會員兩名一行案内の任に充れり

(要)

十七日の行動

午前九時生徒の出發に先ち北京本願寺布教師二十二氏は旅館に來りて生徒に對し一場の講話を爲しそれより生徒は出門各組に分れ勅使河原其他の北京教員及清語同會會員の案内により正陽門を出て前門外の光景を縱覽しつゝ天壇に到り午餐の上暫く兩校生徒共同の遊戯を爲しそれより天壇構内各處を參觀し午後四時前同處を出て、停車場に向ふ當日實相寺夫人及林ホテル主人より菓物の寄贈あり喜多洋行より「ラムネ」の寄贈ありたり停車場には着京當時と同じき見送者ありて兩校生徒はプラツトホームに整列し訣別の式を行ひ見送者に謝辭を述べ午後四時三十分發の汽車にて天津に向ひ午後七時二十三分着津三輪校長及本員は生徒に對し本旅行に關し一傷の訓辭を與へ後各解散せり

北京の款待

一行北京滯在中伊集院日本人會長の慎重なる注意を始め各接待委員其他諸氏が一行に對する款待は殆んど至らざるなく一行は些の不便を感ずるなく非常の満足を得たり十五日夕吳、石丸、北村、高尾、龜井の諸氏は本小學校職員及本民團役員並に附添父兄等に晚餐を供せり本員は北京を去るに臨み各接待員其他諸氏を廻訪し謝辭を述べ置きたり

概 説

民團創始の小學校生徒修學旅行は満足を以て完了したるが其職員生徒が此旅行に

よつて新たに得たる處の智識少なからざるべし當り學校職員が本旅行に對し生徒への教訓及監督方法は總し宜しきを認むるを認めたり生徒中一兩名瀕車中に暈眩したると胃弱によりは痙攣又は運動中不快に罹りしものを見し山科醫員の手當により直ちに治療したり一般生徒は元氣湧溢して旅行中の舉動は總て快調に且つ能く禮儀を守るを見たり綜て之を觀るに本次の修學旅行は良結果を納め得たるものと信ず

右報告候也

明治四十二年五月二十日

學務担当行政委員 西村 博

本年中教育事項研究會規則に據り學術講習會を開くこと左の如し因に講師中島半次郎大津源三郎、關榮太郎の三氏二月歸朝に付謝意を表す

- ▲第一回學術講習會 大津源三郎氏
- 講 題 精神作用時に於て神經組織に及ぼす生理的作用
- 期 間 九月二十九日、十月一日、同二日の三日間毎日三時間づつ
- ▲第三回學術講習會 小幡勇治氏
- 講 題 理論化學轉近の進歩

(六) (空)

期 間 十月二十一日、同二十六日、同二十八日、十一月十一日の四日間毎日三時間づつ

本年四月二十日春季身体検査を行ひしとき「トラホーム」患者七名ありしが九月四日臨時「トラホーム」検査を行ひしとき「トラホーム」患者七名ありしが検査の結果に十分注意を與へたる。十一月二十九日更に臨時「トラホーム」検査を行ひし結果重症十名、輕症十九名ありし行報告ありしに於て任意治療の效果少なきを認め民間の費用を以て治療を強制するに決し患者を三組に分ち毎日一組更代に共立病院に於て治療を受けしめ次で十二月二十一日秋季身体検査施行の際之れを檢するに患者劇増して重症十名、輕症五十五名となれり依て重症者は毎日、輕症者は三日毎に共立病院に通院治療せしむ

- (ホ) 教 職 員
- 四十二年中には教職員に異動なし左の如し
- 四級下俸、月手當三十五弗 訓導兼校長 三輪 辰次郎
 - 本科正教員 愛知縣尋常師範學校卒業生
 - 五級下俸、月手當二十七弗 訓 導 伊 與 田 幾 次
 - 本科正教員 愛知縣第一師範學校卒業生
 - 六級上俸、月手當二十四弗 訓 導 井 上 一 幸
 - 本科正教員 愛知縣第一師範學校卒業生

八級上俸、月手當十六弗 訓 導 熊 澤 須 磨

本科正教員 岐阜縣女子師範學校卒業生

八級下俸、月手當十四弗 訓 導 井 上 一 幸

尋常科本科正教員 兵庫縣明石女子師範學校乙種講習科卒業生

(ハ) 卒業生及生徒數

本年三月本校第五回卒業證書授與式を行ひ高等科卒業生四名、尋常科卒業生十四名を出せり又本年中に於ける入退學生徒數は入學生三十六名、退學生四十二名(内四名は卒業退學者)にして現在生徒數八十五名なり其級別左の如し

- ▲高等科
- 一學年 (女) 五 二學年 (女) 六 三學年 (女) 八 九
- 四學年 (女) 五 五學年 (女) 六 六學年 (女) 七 五
- 計 七十九名
- ▲高等科
- 一學年 (女) 二 二學年 (女) 二 計 六名
- 合計八十五名

(五) (空)

二、清國人教育費の補助

租界内居住清國人の普通學教育費として共立小學堂に從前の通り一年壹千四百四拾弗の補助を繼續せり然るに同學堂は本年二月經費不足の故を以て補助額増加の儀を出願せしも民間は已に同學堂の總經費中十分の八を補助し居れるを以て之れを却下したり

三、日本圖書館

(イ) 評議員及常置委員

任期終了に付本年一月二十八日更に評議員二十名を囑托し翌二十九日當置委員三名を選擧す左の如し

- 評 議 員 (イロハ順)
- 井 上 一 男 今 井 嘉 幸
 - 西 時 雄 西 村 博
 - 豊 田 吉 豊 岡 保 平
 - 小 島 西 吉 小 幡 勇 治
 - 沖 田 介 次 郎 渡 邊 龍 聖
 - 中 島 半 次 郎 安 川 雄 之 助
 - 牧 野 田 彦 松 松 長 三 郎
 - 小 松 林 藏 三 浦 喜 傳
 - 三 輪 辰 次 郎 新 庄 清 一
 - 平 賀 精 次 郎 鈴 木 敬 親

一、大和公園の概況

昨年來工事中の大和公園は本年六月十一日第一回の落成を告げたるを以て十月十一日伊集院公使の來津を機として公使を請じて開園の式を挙げた。開園に關する事項は當時公使金員担者一般に類したる「大和公園開園記」に詳なるも開園式舉行當日西村理事の報告せし經營始末等は同開園記の概梗を知るの便あるを以て左に之を採録す

大和公園經營始末

大和公園の設計は本民間設立以前の計畫に屬し其敷地は去三十九年八月を以て決定せられ其命者は居留地有志者多數の建議に基ける行政委員會の懇請に因り同年十一月當時在任の伊集院總領事に願て命名せられたり有志者建議の畧に曰く永久に我同胞の樂地として存在する公園の如きは其土地に最も關係を有する高徳の偉人に其命を托すること最も其可なるを見る熟ら按ずるに伊集院總領事は當居留地の創設者として多年經營の任に當り施設宜しきに適ひ居留地今日の盛況を致しめたる最も關係深き恩人なるのみならず在留者一般に對して一視同仁能く平を持し無く誠を推し化育の及ぶ處在留者をして混然として一家族の感あるに至らしむ其德望の盛なる誠近代稀に見る所にして我々在留者の敬慕措く能はざるも素より偶然に非ず即ち伊集院總領事こそ正に我公園の命を托するに最も其人を得たるものと信ず云々大和公園の名は即ち此建議により伊集院總領事の謙讓固辭せらるるを切に請ひ得たる所のものにして當時公園の經營は未だ實際に着手せざりしも明治四十年六月に至り始めて特別基金三萬弗の一半を以て公園の設備を

(カ) (キ)

爲すに決し敷地の地盤を爲し四十一年五月周圍の塙垣及び四門を造り同年九月居留民團の設置せらるるに及んで公園設備の爲に特に設備委員十名を囑託す是より先き伊集院總領事の高徳を以て紀念堂建築費の爲に此工事亦同年七月を以て落成せり而も全般に互れる公園の設備未だ確定せざるが爲に設備委員は同年八月在北京大木謙吉氏の意見を求め又田中三郎提出の設計案を參照し茲に大體の方針を定め園内に決定せる公會堂及租界局の建築を止めて運動場を設くることとし更に公園事務の進捗を圖る爲に設備委員及行政委員中より五名の實行委員を選び特に小總領事を請ふて實行委員長とす是に於てか實行委員は經營の計畫を二期に分ち第一期即ち昨年八月より十二月迄の間に於て園内の區劃道路の修築や盛り貯水池の掘鑿温泉の建築及秋季植物の栽培を爲し第二期即ち本年一月より六月迄の間に於てベンチの配置築山の築造臺棚の架設及春季植物の栽培を爲し多大の暈勉を以て短時日の間に若々設備の實効を擧げ本年六月豫定の設備を完成し本年九月十分の成績を以て其任務を終了せり

右報告す

明治四十二年十月十一日

天津居留民團理事 西村虎太郎

大和公園經營費計算

(一) 大和公園經營費計算	
取	入
一 銀一萬五千弗也	某 附 金
一 銀一千三百四十三弗也	寄 附 金
内	譯
銀二百弗	伊丹二郎、米田俊徳兩氏寄附
銀一百四十弗	伊丹二郎氏送別紀念植樹として有志寄附
銀一百弗	安東齋齋氏寄附
銀一百弗	高橋是清氏寄附
銀五十弗	眞水英夫氏寄附
銀一百弗	林公使寄附
銀一百八十七弗	伊集院海軍中將紀念植樹費として有志寄附
銀二百六十一弗	米田俊徳、村邊兩氏送別植樹費として有志寄附
銀一百弗	山本唯三郎氏寄附
銀五十弗	里村達之助氏寄附

(カ) (キ)

銀十五弗	木村軍醫正贈呈紀念堂調製費殘金有志寄附
銀四十弗	義勇團寄附
一 銀六十九弗七十一仙也	寄附金預金利息
一 銀六千九百六十三弗也	支 出
一 銀三千弗也	土地埋立費
一 銀二千〇八十五弗四十六仙也	門塙築造費
一 銀三百七十七弗二十仙也	樹木及花卉費
一 銀七百八十五弗三十一仙也	樹 架 費
一 銀一千六百六十四弗十二仙也	園用器具費
一 銀四百五十三弗二十仙也	公園係手當並苦力賃
一 銀八百五十七弗二十九仙也	温室貯水池及便所築造費
一 銀一百三十九弗三十三仙也	築山及園道築造費
一 銀一千三百三十九弗九十一仙也	雜 費
支出合計銀一萬三千三百三十九弗九十一仙也	殘 金
右差引銀三千〇九十二弗八十仙也	
(二) 現 在 表	
一、樹木	一千六百五十七本
但一千八百六十本の内	二百三本枯損

五、開口大街の修繕

開口大街（舊警察署前通り）は路面大に低下し且つ所々に凹凸を生じたるを以て十一月十六日より修繕に着手し十二月二日全部竣工せり之れに要したる碎石約十五方苦力三百二十八人にして此金額二百三十二弗七十仙なり

六、街路の補修修繕

租界内各道路の修繕は本年四月十三日より十噸及六噸ローラーを以て間断なく修繕に從事したる結果前年に比し大に其数を改めたり就中山口街は大修繕後四ヶ年の星霜を経過せるを以て碎石大に減し爲めに破損の度甚しく一台のローラーは一年間の過半山口街の修繕に従事したるも他道も凡て二回若くは三四の修繕を行へり此補修に要したる石材四百四十四方苦力七千余人なり

七、降雨と降雪

本年中に於ける降雪は四回、降雨は二十二回にして其都度掃除器を以て各街の掃除を行ふこと例の如し但し例年は掃除機等に臨時苦力を使用して雪及泥土を運搬せしめられたるも本年は其量少かりしを以て大抵常備打掃夫をして運搬せしめたるに依り降雪四回に對し苦力百六十人を使用せしに過ぎず

八、撤水

租界内街路の撤水は前年の契約に基き三月十八日より各街路に撤水せしめたる外、十一月四日壽街開通の爲め該諸街金額を改めずして全月五日より撤水區域を擴張す其撤水區域及回数左表の如し

街名	春		夏		秋	
	回数	苦力	回数	苦力	回数	苦力
山口街	四回	四回	六回	六回	六回	六回
壽街	四回	四回	五回	五回	五回	五回
曙街	二回	二回	三回	三回	三回	三回
常盤街	二回	二回	六回	六回	六回	六回
旭街	四回	四回	三回	三回	三回	三回
榮街	三回	三回	四回	四回	四回	四回
秋山街	三回	三回	四回	四回	四回	四回
蓬萊街	二回	二回	三回	三回	三回	三回
松島街	二回	二回	四回	四回	四回	四回
浪花街	二回	二回	三回	三回	三回	三回
宮島街	四回	四回	四回	四回	四回	四回
吾妻街	二回	二回	三回	三回	三回	三回
福島街	四回	四回	四回	四回	四回	四回
九、街路の補植						
今春旭街通りに小樹八十七本大樹九本を補植す其後左の如く或百八十一本枯死す						
福島街	二十七本	壽街	二十一本			
宮島街	二十五本	旭街	六十一本			
松島街	二十八本	榮街	三十二本			

秋山街 三十二本 花園街 四十六本

右の内旭街六十一本は張振聲の請負に係り猶一ヶ年間保証期限を有せるを以て來春補植せしめ殘二百二十本は來春期に於て更に購入補植することせり

一〇、街路の澆水

本年中に於ける各街路木の澆水は四月一日より着手し十一月八日迄に十二回之れを行ひ全月九日より被土を施せり

一一、街路の點燈

租界内街路の電燈は前年の通り左記一百八十一燈を点せり、壽街開修延長道路は來春期より増加點燈の豫定

一二、道路の區劃豫定

日本租界花園街以西海光寺間の空地は居留地經營時代より道路の計畫無きを以て租界局に於て是が計畫をなし佛租界豫定道路の位置を照會し本局の設計線と照合せしに殆んど同位置なりしに於て（該地方過半溜池なるを以て結氷期を利用す）全部を測量し標木を建つ而して此區劃は花園街以西海光寺間（支那街より佛界に通ずるもの）を六條に別ち其間各約六十間中七間より十間迄のものとし秋山街より福島街間（花園街より海光寺土堤に通ずるもの）を五條に別ち此間各約六十間中五間と豫定せり

(五) 衛生部

一、傳染病豫防事務

イ、傳染病患者

本年中に於ける傳染病患者は僅々七名の少数にて去三十五年租界局開始以來の好成績を挙げたり之れを略説せん二月廿二日常盤街に天然痘の發生ありし以來四月下旬に亘り散發性に四名の痘瘡患者を出せしを以て毎年四月下旬より四月に於て施行すべき春季種痘を繰上げ二月二十六日より施行し是が豫防に努めたりし結果其後同病の發生を見ざりき、越へて五月下旬に至り榮街に痘瘡患者一名發生したるに依り即日傳染病室を開設し患者を収容し該患者全治退院後は幸に一名の同患者をも出さざりしを以て九月三十日限り同病室を閉鎖したり、其他の患者は四月に實扶的里亞一、十月に腸窒扶斯一名を出したるのみにて以上の患者七名とも悉く全治し昨年（患者九名）よりも同一層の好成績を収めたり

今本年中に於ける患者の轉歸表を掲ぐれば左の如し

尙去る三十八年來の傳染病患者比較表を掲げて参考に資す
自三十八年五月間傳染病患者比較表
至四十二年

病名	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年
天然痘	三	一	一	一	一
假痘	一	一	一	一	一
實布の里亞	一	一	一	一	一
腸室扶斯	一	一	一	一	一
發疹室扶斯	一	一	一	一	一
虎列刺	一	一	一	一	一
猩紅熱	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一

治癒 死亡

(イ) 種痘の施行
本年中に於ける種痘は日清人とも例に依り無料にて左記の如く春秋二季に施行せり春季に於ては前項記載の如く痘瘡患者の發生ありし爲め警察署より各戸に就き嚴重に勸誘したる結果例年に倍せる人員に接種することを得たり

春 季 日本人 五百九十人 清國人 五百十九人 計 一千零九人
秋 季 日本人 三百七十九人 清國人 二百五十九人 計 六百三十八人

(ロ) 狂犬病と野犬撲殺
當地方に於ては狂犬病の絶ゆることなく其害を蒙りて往々瀕死の危険に陥るものあり當租界に於て年々野犬の撲殺を行ふは實に之れが豫防の爲めなり偶々本年四月中獨逸租界に於て一名の患者を出し遂に死亡に至りし結果四月六日該租界局より獨逸領事の發したる飼犬取締規則を添へて本租界に於ても豫防上協同行爲を執らんとを照會し來り我總領事館は四月九日館令第拾七號を以て飼犬取締規則を發布し又同日告示第十二號を以て狂犬病に對する諭告を發し次で各國租界局より飼犬取締規則を通過し來り茲に各國租界協同一致の豫防をなすこととなり依て警察署と協同し野犬捕獲器を備付け又撲殺者を備へて嚴重に野犬の捕獲撲殺を執行することし四月二十九日之れを開始し十二月末迄に三百九十六頭の多數を撲殺せり

是より先き該病發生の際に備へん爲め東京内務省傳染病研究所に向つて恐水病豫防接種苗を注文したれども研究所より該接種苗の有効期は短時日にて効力を失ふべきに

き注文に應じ難しとの回答あり其意を承りしは遺憾なりと雖も萬一の場合には獨逸軍隊備付の該接種苗を購むることとしたるに幸に一名の患者をも出さざりき

二、清潔法の施行
本年中に於ける清潔法は例年の如く春秋二季に施行せり即ち春季は四月二十六日より五月七日迄十一日間秋季は例年より少しく時日を短く八月三十日より九月四日迄六日間之を施行し例に依り其節度告示を以て日割を公告し且つ施行心得書を各戸に配布したり

三、道路及溝渠の掃除
租界内道路及溝渠の掃除方法は前年例年の如く福島街以南は一名の巡捕を監視として二組の掃除夫を遣はし一組に福島街一帯、掃除夫四名を附し又福島街以北及天安里天和里は便宜上本年一月一日より請負事業とし日本人一名、苦力十六人運搬車五臺を使用して掃除に従事せしめたり

四、汚水渠の増設
當租界に於ける汚水渠は昨年舊憲兵隊軍手及高等學堂上手に各一ヶ所を新設したる結果成績良好なりしを以て本年六月橋橋上手及武藏洋行前の二ヶ所に大小各一個を増設したり

五、共立病院補助繼續
居留地公共衛生の任に當れる日本共立病院に對しては數年來毎月三十七弗の補助金を給し年々其契約を繼續し來りし處本年十月十日を以て其期限満了に付更に同院の出願に依り前年來の契約にて十月十六日より四十二年三月三十一日迄補助を繼續することとせり

六、水道使用者の増加
租界内水道使用者の數は年々増加し本年も亦一層増加せり左に四十二年十二月末日現在の専用水道使用者數并に既往三ヶ年分の給水量を掲ぐ

計 二十三名

年次	日本人	清國人	計
自三十八年七月	十九名	四名	二十三名
至四十二年十二月	十九名	四名	二十三名

給水量一覽表

年次	水	量
三十八年 (自七月)	七、一五、五〇〇	瓦魯
三十九年	三、九〇三、七六〇	瓦魯
四十年	六、五八八、五六〇	瓦魯
四十二年	一、〇六九、三九〇	瓦魯
四十二年	一、二〇四、九四〇	瓦魯

七、市場と行商禁止
昨年福島街に新築したる公設市場は使用者少なく賣買甚だ振はざるに一方に於ては魚菜の行商非常に多く春夏の候に於ては衛生上の危険尠からざるのみならず斯くては市

場公設の目的を貫徹する能はざるを以て此等行商者を市場に導かん爲めに特に市場料を引下げ且つ魚菜行商の禁止を總領事館に建議したる結果二月九日告示第二號を以て常分の内魚菜行商禁止の命令を發布せられたるも形勢尙依然たり十二月末日に於ける現在市場使用者數左の如し

甲 號 店 舖 清 國 人 五 戶
乙 號 店 舖 全 戶 三 戶

計 以 上 八 戶

右 及 報 告 候 也

明治四十三年二月二十八日

天津居留民團

行政委員會議長 鈴木敬親

(終)

--	--

--	--